

22監第34号  
平成23年2月14日

住民監査請求請求人

様

大町市監査委員 山下 好隆  
同 中牧 盛登

住民監査請求の監査不実施の決定について（通知）

平成22年12月27日付提出のありました下記の住民監査請求について、別紙のとおり監査を行わないことと決定しましたので通知します。

記

大町市公共下水道事業の実施に関し、審議会の答申に基づく適正な事業見直しを行なわなかったことにより、違法若しくは不当に、受益者負担金および下水道使用料金について過大徴収した。この過大徴収分について、精算を実施する際に発生する利子相当額の支払いは、市が適正な財産の管理を怠ったことにより生ずる損害である。よって、当該怠る事実を改め、当該怠る事実によって大町市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める住民監査請求

大町市公共下水道事業の実施に関し、審議会の答申に基づく適正な事業見直しを行なわなかったことにより、違法若しくは不当に、受益者負担金および下水道使用料金について過大徴収した。この過大徴収分について、精算を実施する際に発生する利子相当額の支払いは、市が適正な財産の管理を怠ったことにより生ずる損害である。よって当該怠る事実を改め、当該怠る事実によって大町市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずることを求める住民監査請求の監査不実施(却下)決定書

## 第1 結論

本件監査請求の監査は実施しないこと（却下）と決定しました。

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

住 所 大町市平  
氏 名

### 2 請求書の提出

平成 22 年 12 月 27 日

平成 23 年 1 月 31 日 第 1 回補正（最終）、事実証明書追加提出

### 3 請求の要旨（原文のとおり）

大町市長は、大町市公共下水道事業の実施に関し、審議会答申に基づく適正な事業見直しを行なわなかったことにより、違法若しくは不当に、受益者負担金および下水道使用料金について過大徴収した。また、この過大徴収分について、精算を実施する際に発生する利子相当額の支払いは、市が適正な財産の管理を怠ったことにより生ずる損害である。

よって、監査請求人は、監査委員に対し、下記のとおり当該怠る事実を改め、当該怠る事実によって大町市がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずることを請求する。

## 記

### 1 当該怠る事実を改めるために必要な措置について

大町市長が、審議会答申に基づく適正な事業見直しを行い、速やかに、受益者負担金及び使用料金の過大徴収分について精算する措置を講ずること。

#### （1）受益者負担金について

受益者負担金は、都市計画法 75 条（受益者負担金）の中で、利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。市町

村が負担させるものにあつては、条例で定めるとされている。

市の条例では、「負担金は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、分担金を徴収することについて必要な事項を定める」としている。

公開された資料では、大町市下水道料金等審議会（以下審議会）では、提言や他市町村の状況等を参考にして、下水道事業における利益の考え方、大町、常盤、社地区間の公平性、利益の範囲等が検討されて答申書がまとめられ、それを受けて受益者負担金の単価が決定されている。

答申では、大町市の下水道事業では、事業により得られる利益は、資産価値の上昇分とし、処理区における資産価値の上昇額（受益者負担金の総額）は、総事業費から国庫補助金と起債を差し引いた残額の一般財源相当分としている。各処理区とも受益者負担金の計算は同様な考え方で統一されており、これによって公平性が保たれている。

受益者負担金の総額＝総事業費－（国庫補助金＋起債）＝一般財源相当分の  
考え方は

総事業費：補助、起債の対象事業費に純単独事業費を加えた額

国庫補助金：国庫補助対象事業の 50%

起債：国庫補助事業は補助残  $50\% \times 90\% = 45\%$ 。単独事業は事業費の 95%

純単：公開された常盤処理区では、起債の対象とならない単独事業で補償補填費、受託の対象とならない舗装復旧費等で管渠整備費の 1%とする。

このことから、一般財源相当分は、事業費から補助、起債を差し引いた残額（補助事業費－50%－45%＝5%、単独事業費－95%＝5%）とこれに純単独事業費を加えた額となる。

上記に基づき各処理区の一般財源相当分を計算すると

（常盤処理区）

（管渠事業費 65.5 億円＋処理場事業費 18.2 億円） $\times 5\% + 65.5$  億円 $\times 1\% = 4.83$  億円（総事業費の 5.7%）

答申書で受益者負担金の財源構成で示されている市費の負担率 6.6%で計算しても  $83.7$  億円 $\times 6.6\% = 5.5$  億円となる。

しかし現状は、事業費 131 億円に対する 8.7 億円が徴収されており、これは現状の事業費 83.7 億円に対し 10.4%となる。

（大町処理区）

資料が公開されていないため、財源構成で示されている 6.71%で計算すると  $175.5$  億円 $\times 6.71\% = 11.7$  億円となる。

しかし、現状では大町処理区では事業費 359 億円に対する 24.1 億円が徴収されている。これは現状の事業費 175.5 億円に対し 13.7%の比率となる。

大町市は 12 月定例議会の答弁で、昭和 44 年建設省通達では、建設事業費に占める受益者負担金の割合を 20%から 33%の範囲内においてできるとされて

おり、現在の負担率は提言で示されている数値以内であり問題ないとしている。

しかし答申では、負担金は資産価値の上昇分であり、その総額は事業費における一般財源相当分とされている。条例に記載されている単価は、これをもとに算出されたものである。

公開された答申書や、審議会の経過を示す議事録では、20%から33%まで徴収することが可能であるとする記載は確認できない。審議会で検討もされていない提言を持ち出して、問題がないとした答弁は、誰が何を根拠として決定したのか。これは審議会の経過や答申を無視する行為であり、責任の所在を明らかにすることを求める。

受益者負担金の現状は、

大町処理区では事業費に対する13.7%に当たる24.1億を徴収することとしているが答申に基づき計算された負担金総額（資産価値の上昇分、一般財源相当分）は事業費の6.7%、11.7億円となる。

常盤処理区では事業費に対する10.4%に当たる8.7億円を徴収するとされているが、答申に基づき計算された負担金総額は5.7%、4.8億円となる。（答申の6.6%では5.5億円）

答申を尊重すれば、資産価値の上昇分は投下された事業費の一般財源相当分としていることから、大町処理区でいえば、11.7億円が資産価値の上昇分であり、24.1億円との差額12.4億円は、資産価値上昇分以外の要素に基づく賦課であり、土地の所有者のみに負担を強いることはできない。常盤処理区の差額3.9億円も同様である。

そこで、この賦課は何を対象としているのか、誰が負担すべきなのか、社農集排での負担金は資産価値上昇分のみであるのに対して、大町処理区や常盤処理区ではなぜ負担が生じたのか、負担の公平性はどのように確保されているのか、等に対する説明が必要となる。

以上のように、12月議会での昭和44年建設省通達に関する大町市の答弁は、審議会で審議されたものではなく、この答弁が大町市における受益者負担金のあり方や審議経過を認識したうえでの答弁であるとすれば、過大徴収となっている負担金を正当化しようとするものであり、善良な市民の行政に対する信頼を裏切る行為である。また、これを認識できていなかったとするならば、管理職としての資質が問われるのであり、適正な対処を求める。利益を受ける限度や、事業費を超えて徴収されている負担金は都市計画法第75条や地方自治法224条、大町市下水道事業受益者負担金に関する条例第1条に違反している事となり速やかな精算を求める。

大町市は、現状で問題がないという誤った判断から、精算に関する取り組みは何も行なわれていない。しかし、大町処理区はすでに事業が終了しており、条例や答申が正確に認識されていれば、精算事務の対応は可能であった。なお、この精算金には利子が伴い、精算事務を怠ることによってその額は日々増加し

ている。この怠る行為によって大町市がこうむった損害について、大町市長が関係職員に対して損害賠償請求を行なうことを求める。

## (2) 下水道使用料金について

下水道使用料は下水道法第 20 条（使用料）で、能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものであること。とされ、これを受けて条例が定められている。

使用料の対象は、処理場の維持管理費と起債の元利償還である。（審議会でも同様の扱い）このうち、起債の元利償還については、一般会計繰り出し基準で、起債の元利償還の 70%は国、市による公費負担として残りの 30%部分についても、使用料が一定基準を超える場合には、高資本対策費として、国が 45%、市が 55%公費負担することとしている。

このことから、使用料での徴収は、元利償還金の公費負担分を除いた残りの 30%から、高資本対策費を差し引いた金額に処理場の維持管理費を加えた額の範囲といえる。

下水道シミュレーション（下水道：合計）では、平成 2 年から平成 32 年までの、維持管理費は 31.4 億円、起債償還額 149 億円、高資本費交付税 19.1 億円（国負担分）、使用料収入は 68.5 億円、その他収入 4.6 億円となっている。

この数値をもとに、それぞれの負担額を計算すると、国は、交付税 79.3 億円と高資本対策費交付税 19.1 億円、合わせて 98.4 億円負担することとなる。

市の負担は起債償還額の 70%、104.3 億円から国の交付税措置分 79.3 億円を差し引いた 25 億円と高資本費の市負担分 23.3 億円（19.1 億円×55/45）を加えた総額 48.3 億円となる。

使用者負担は、起債償還額の残額（149 億円－交付税 79.3 億円－市の負担分 25 億円）44.7 億円から高資本対策費（国 19.1 億円＋市 23.3 億円）42.4 億円を差し引いた 2.3 億円に維持管理費 31.4 億円を加えた 33.7 億円となる。

維持管理費と起債償還額の合計額が 180.4 億円＝国 98.4 億円＋市 48.3 億円＋使用者負担 33.7 億円となるが、使用料収入は 68.5 億円となっている。

平成 22 年度までの状況は、維持管理費 15.9 億円、起債償還 71.3 億円、交付税 41.9 億円、高資本費交付税 7.1 億円、その他収入 4.4 億円、使用料 27.8 億円となっている。

この数値をもとに平成 22 年度までのそれぞれの負担額を計算すると、国（41.9 億円＋7.1 億円）49 億円。市（71.3 億円×0.7－41.9 億円＋7.1 億円×55/45）16.6 億円。使用者（71.3 億円×0.3－7.1 億円×100/45＋15.9 億円）21.5 億円となる。

しかし、ここで問題なのは、国は規定に基づき 49 億円を支出しているが、市と使用者の関係では、両者合わせて 38.1 億円となるが、使用者は 21.5 億円の負担に対し 6.3 億円多い 27.8 億円を負担している。一方、市の負担は 16.6

億円負担するところ(38.1億円-27.8億円)10.3億円の負担しかしておらず、さらに、その他収入が4.4億円あることから実際の負担は10.7億円少ない5.9億円しか負担していない。

これは、総事業費359億円に対する起債の償還をもとに使用料単価が決定されているためである。

平成2年から平成32年までの使用者が負担すべき総額は33.7億円であるが、平成22年までに、すでに27.5億円を負担しており、平成23年から平成32年までの10年間で残りの6.2億円を負担すればよいこととなる。しかし、平成23年、24年の予定使用料収入7.6億円を加えた額は35.1億円となり使用料の徴収限度額33.7億円を超えてしまう。下水道法では、能率的な管理の下における適正な原価を超えないもの。としており、極端に言えば徴収限度額(適正な原価)を超える24年度以降に接続する利用者からは利用料金の徴収はできないこととなり、接続する年度により大きな不公平が生ずる。

また、このままの状況で使用料の徴収を続けた場合、平成32年では本来負担すべき33.7億円より34.8億円多い68.5億円を負担することとなる。一方、市は48.3億円負担しなければならないが、使用者が34.8億円多く負担していることから、13.5億円の負担で済んでしまうことになり、さらに、その他収入が4.6億円あることから実際には、8.9億円しか負担していないこととなる。下水道法では、使用料は「適正な原価を超えないものであること」と決定されており、現状は下水道法第20条2項1及び2の定めに違反している事となる。また、本来、市が負担すべきものを使用者に負担させて良いとする記述はどこにもない。

市は企業会計移行時に見直しを行なうとしているが、その時点で使用者が負担した、本来は市の負担分について返還は行なわれるのか。見直し後の使用料は繰り出し基準にもとづき決定されることとなるが、返還が行なわれない場合、使用開始年度により大きな不公平が生じることとなる。また、見直しを遅らせれば遅らせるほど市の負担分を使用者が負担する事となり、市が利益を受けることとなる。

使用料は、適正な原価をもとに接続率を勘案して決定されなければならないが、使用者が市の負担分まで負担している現状は異常といえる。

利用料の返還金にも利子が伴う事が想定されるので速やかな返還を求める。

## 2 当該怠る事実によって大町市が被った損害を補填するために必要な措置について

大町市が、違法若しくは不当に、下水道事業における適正な事業見直しを怠ったため、受益者負担金及び使用料金の過大徴収分精算にともない支払い義務が生ずる利子相当額について大町市には損害が発生する。

については、上記損害を補填するために、大町市長が関係者に対して損害賠償

請求権を行使するよう措置を講ずること。

### 3 事実を証する書面

1号証 答申書

2号証 下水道経営シミュレーション

3号証 平成22年12月議会大和質問記録

4号証 情報公開請求「平成8年下水道料金審議会に関係するすべての資料」  
に対する情報公開決定通知（追加提出）

### 第3 監査不実施（却下）の理由

今回の監査請求は、下水道料金等審議会の答申に基づき適正な事業見直しを行わなかったことにより、違法若しくは不当に受益者負担金および下水道使用料金を過大徴収し、この過大徴収分について、精算を実施する際に発生する利子相当額の支払いは、市が適正な財産の管理を怠ったことにより生ずる損害であり、当該怠る事実によって大町市が被った損害を補填するための措置を講ずることを求める住民監査請求である。

住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法若しくは不当な財務会計上の行為により地方公共団体に財産的損害をもたらす場合に、地方公共団体の住民として損失を被ることを防止し住民全体の利益を確保するという観点から職員の違法不当な行為の予防若しくは是正を図ることを目的とする制度であり、住民1人でも監査の請求ができるものとされている反面、その請求の対象については具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限るものとされ、次のように明確に限定されている。

#### ◆違法若しくは不当な公金の支出

- ◆            "            財産の取得、管理、処分
- ◆            "            契約の締結、履行
- ◆            "            債務その他の義務の負担
- ◆            "            公金の賦課若しくは徴収を怠る事実
- ◆            "            財産の管理を怠る事実

今回の監査請求は、下水道受益者負担金及び下水道使用料金について、違法不当に財産の管理を怠り、当該怠る事実によって大町市が被った損害を補填するための措置を講ずることを求める監査請求として構成されているが、その実質は、「下水道受益者負担金と下水道使用料の賦課徴収という財務会計上の行為が違法若しくは不当で過大徴収となっている」ということを監査対象とする住民監査請求といえる。

さきに述べたとおり、地方自治法 242 条による住民監査請求の対象となり得るものとしては、「違法若しくは不当な公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」と規定されており、賦課若しくは徴収を怠る事実があり、そのことによって地方公共団体に損害を与えた場合にはじめて住民全体として損失を被るとして、住民監査請求の対象となり得る財務会計上の行為であるとしているものであり、公金の賦課若しくは徴収をするという財務会計上の行為それ自身についての違法性や不当性は地方公共団体が損害を被るおそれがないものとして住民監査請求の対象とはならないと解されている。

また、請求人の主張するような明らかな「都市計画法」や「下水道法」、「大町市公共下水道条例」、「大町市下水道受益者負担金に関する条例」等に違反しているとする事実は認められないし、財務会計上の損害が発生しているという事実も見当たらない。

地方自治法をはじめ関連する諸法令や条例、各種の事例等を慎重に検討した結果、今回のような事案は地方自治法 242 条の規定による措置の請求はできないものと考えられる。

以上のことから、本監査請求は住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、監査は実施しないこと（却下）と決定した。

以上